

船舶事故調査報告書

平成30年4月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成29年10月28日 10時05分ごろ
発生場所	静岡県沼津市静浦漁港西方沖 静浦漁港口野灯標から真方位282° 1,100m付近 (概位 北緯35° 02.8′ 東経138° 53.1′)
事故の概要	漁船西丸は、西進中、また、プレジャーボートWINNERは、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成29年10月31日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 西丸、8.5トン SO2-5201（漁船登録番号）、個人所有 B プレジャーボート WINNER、5トン未満（長さ7.76m） 235-38564静岡、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 船長B、一級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（同乗者B）
損傷	A なし B 右舷船首部外板に亀裂、操舵室のフロントガラスに破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東、風力 1、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、静浦漁港西方沖を手動操舵により西進中、船長Aが、操舵室で立って操船に当たり、前部甲板に置いていたブイによって船首方に死角が生じた状態で航行を続けていたところ、至近に迫ったB船の存在に気付いたものの何もできず、B船と衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者1人（以下「同乗者B」という。）を乗せ、船首を東方に向けて錨泊中、船長Bが右舷船首方から接近して来るA船を認めたが、いずれA船が避けてくれるものと思っていたところ、A船が変針せずに接近して来たので、同乗者Bと共に手を振って大声を上げたものの、A船と衝突した。
分析	A船は、西進中、船長Aが、船首を左右に振るなどして船首方の死角を補う見張りを行っていなかったことから、前路で錨泊中のB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、錨泊中、船長Bが、接近するA船を認めたものの、A船が避けるものと思い、衝突を避けるための措置を採るのが遅れたことか

	ら、A船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、A船が西進中、B船が錨泊中、船長Aが船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを行っておらず、また、船長Bが衝突を避けるための措置を採るのが遅れたため、両船が衝突したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船首方に死角が生じる場合、船首を左右に振るなどして死角を補う見張りを行うこと。・ 錨泊中においても、接近する他船の動向に注意し、衝突のおそれがある場合には、適切な時機に音響信号を行うとともに、必要に応じて機関を始動して移動すること。